

よくあるQ&A

2011.03.15現在

| 項目    | 質問  | 回答・対応   |
|-------|---|---|
| 1 規程  | 他機関で交付した設計住宅性能評価書についても、技術的審査において活用できるか。   | 登録住宅性能評価機関が交付した設計住宅性能評価書であれば、活用できます。  |
| 2 規程  | 依頼者が機関に技術的審査を依頼する場合、機関に提出する認定申請書（第一号様式）の正本に申請者の押印は必要か。また、所管行政庁が定めている認定基準以外の区分に関する申請書（第四面など）は添付及び審査は不要と解してよいか。 | 機関に依頼する場合は、認定申請書の押印及び所管行政庁が定めている認定基準以外の基準に係る申請書の第四面の添付は必要はないと考えます。  |
| 3 規程  | 設計住宅性能評価と同時に依頼する場合、設計内容説明書は法施行規則第2条第1項の設計内容説明書と設計住宅性能評価の設計内容説明書はどちらを添付するのか。                                   | 設計住宅性能評価と同時に依頼の場合は、図書としては両方必要です。ただし、設計住宅性能評価で記載されている内容と同じである部分については、技術的審査の設計内容説明書の記載を省略できます。（記載を省略する場合は、省略された内容が設計評価の設計内容説明書に記載があることが判断できるようにしてください。） |
| 4 規程  | 業務規程第7条第4項の業務約款は、所管行政庁に認定申請する前に技術的審査の依頼がある場合に限られるのか。  | そのとおりです。業務規程第7条第1項に第5条及び第6条の技術的審査の依頼があったときは、と定めていますので所管行政庁に認定申請する前に技術的審査の依頼があるのみに限られます。また、所管行政庁から依頼される技術的審査については第9条に規定しており、業務約款については定めていません。          |
| 5 規程  | 業務規程第13条第3項の確認検査員による審査補助を得て行ったことの証明は必要か。適合証に何らかの記載が必要とならないか。  | あくまで、審査の補助をしていただくだけで最終的な判断は審査員が行いますので、必要ないと考えています。ただし、業務規程第16条第1項（5）に帳簿に記載する事項として技術的審査を行った審査員の氏名がありますので、それと併せて補助を行った確認検査員の氏名をしてください。                  |
| 6 規程  | 業務規程第13条3項の確認検査員による審査補助は指定確認検査機関の業務区域に限定されるのか。  | 業務規程においては限定されないと想定していますが、必要な場合は所管行政庁にお問い合わせください。  |
| 7 規程  | 確認済証が交付された後、（所管行政庁が定める認定基準の区分にもよると思いますが）依頼があった建築等計画についても業務規程第13条第3項の審査補助は必要か。                                 | 必要となります。建築基準法に基づき確認されるもの以外の基準について審査対象となる予定です。   |
| 8 規程  | 依頼書及び適合証に認定申請予定日を記載する必要はあるのか。   | 依頼書及び適合証に認定申請予定日を記載することとしていますが、これはその日付をもって適用されている認定基準で審査を行う必要があるためです。   |
| 9 規程  | 共同住宅等の技術的審査を依頼する場合、依頼書は住戸ごとに必要になるのか。  | 依頼書は、一部で構いません。依頼される住戸数等は認定申請書の第三面に確認していただくこととなります。  |
| 10 規程 | 共同住宅等の技術的審査の適合証の交付は、住戸ごとに必要となるのか。   | 適合証の交付は、住戸ごとに必要となります。また、住戸番号等は、住宅又は建築物の名称の欄に記載されることが想定されます。   |
| 11 規程 | 技術的審査依頼書及び適合証にある認定基準の区分の長期使用構造等の記入方法は、一戸建て住宅と共同住宅等で異なるのか。   | 一戸建て住宅においては可変性及び高齢者等対策の基準は適用除外となるが、適用除外であることを確認することが必要であるため、6つの基準に全てチェックを入れることとします。したがって、一戸建て住宅と共同住宅等で記入方法は同じとなります。                                   |

|    |     |  |  |
|----|-----|--|--|
| 12 | 規程  | 業務規程の様式が改正になった場合、改正日より新しい依頼書や適合証を使用することになるのか。  | そのとおりです。ただし、依頼書については改正日前に受理することを妨げるものではありません。  |
| 13 | 規程  | 2011年4月1日の改正により適合証の様式が変更となるが、依頼の段階で耐震等級等が不明な場合は、チェックを入れないということによいか。  | そのとおりです。ただし、適合証を交付する前に耐震等級等が依頼者に確認でき、依頼者に表示する旨承諾できた場合については耐震等級等にチェックを入れることも可能です。                             |
| 14 | 規程  | 2011年4月1日の改正前に交付された適合証に変更があった場合で変更に係る技術的審査依頼を受けた時に交付する様式についても改正後の様式となるのか。  | そのとおりです。その場合、耐震等級等が不明な場合は当該部分にはチェックを入れません。   |
| 15 | 規程  | 2011年4月1日の改正前に交付された適合証では耐震等級等が表示されていないが、それを表示するために変更に係る技術的審査依頼を受けることは可能か。  | 可能です。  |
| 16 | 手引き | 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の手引き1章1.1)②※において、依頼者は認定申請書及び添付図書を機関に3部提出することができるが、どのような場合に3部提出が必要となるのか。                                     | 機関に技術的審査の際に図書等を3部提出すれば、依頼者に図書等を2部添えて適合証を交付するので、認定申請の際に依頼者が図書等の写しをとることが不要となり、効率的な認定申請が行うことができることとなります。        |
| 17 | 手引き | 2章7・8にある住宅型式性能確認書や、認定基準に関する特別の評価方法のための証明書の活用ができる旨の記述がありますが、設計評価と同時に審査の依頼があって、これらの書類において技術的審査を行う場合、設計住宅性能評価申請においても使用できる書類と考えてよい | 品確法による認定書等であれば、活用できると考えますが、品確法によらない認定基準についてのみの認定書等であれば、活用できません。  |
| 18 | 手引き | 別添フロー1(1)の「依頼者」欄に「入金」とあるが、時期は業務約款によるものなので、フローに記載する必要はないのではないか。   | このフローは例示として業務の流れを記載したものです。   |
| 19 | 手引き | 所管行政庁から依頼の場合の依頼図書の流れについて、評価機関が記録の保存の必要があると判断した場合、写しをとることになっていますが、当初の認定申請の段階で3部提出を求めることはできないか。                                  | 法律上、認定申請には2部提出することになっていることと、所管行政庁で保管しますので、長期優良住宅法所管行政庁連絡協議会等との協議の結果、このようにしています。なお、機関として写しをとることを妨げるものではありません。 |
| 20 | 手引き | 1章1.1)②に「添付図書に技術的審査が終了した旨が確認できるように、押印をします」とあるが、その添付図書に設計内容説明書は含まれるか。   | 含まれます。   |
| 21 | その他 | 所管行政庁に認定申請する前に技術的審査の依頼が機関にある場合、その機関によって交付した適合証は所管行政庁で必ず受理していただけるのか。(評価機関によって受理されないことがあるのか。)                                    | 評価機関が行う技術的審査を活用することとしている所管行政庁であれば、受理するものと考えています。   |